大津湖南都市計画地区計画の決定 (大津市決定) 都市計画リバティヒル月輪地区地区計画を次のように決定する。

名称		リバティヒル月輪地区地区計画
	位 置	大津市月輪二丁目の一部
	面積	約 3.6ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の 目 標	当地区は、工業地域内に開発された戸建専用の住宅団地であり、 既に地区計画決定された月輪三丁目地区及び月輪三丁目北流地区に 近接する地区である。周辺は 工場や倉庫が存在し、田畑や住宅地 も混在している地域である。 当該地区に地区計画を導入することは、住宅と工場の混在を避け 住環境の悪化を防止するとともに、既存工場への影響を最小限にと どめ、周辺地域と調和した良好な住宅地を形成し、保全することを 目的とする。
	土地利用の 方 針	戸建て住宅を中心とした地区環境の保全並びに利便性の向上を図る ため、公共施設を適所に配置する。
	地区施設の 整備方針	本開発事業による道路の整備については、今後の周辺環境整備につながるような形で行うものとする。また、公園や公共施設及び道路の機能の維持保全を図る。
	建築物の整備方針	戸建て住宅専用地区としての良好な住環境を形成するために用途 制限を行うとともに、地区に相応しい景観を形成し維持していくた めに、建築物等の高さ制限、形態意匠の制限、かき・さくの制限を 行う。

			次の各号に該当する建築物以外の建築物は建築してはならない。
			(1) 戸建て専用住宅
			(2) 住宅で次の各号に掲げる用途を兼ねるもの。(これらの
			用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの
			を除く。)
			① 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その
			他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもの
			のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営する
地	建		ものを除く)
			② 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しく
	築		は喫茶店その他これらに類する店舗
	//		③ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに
区	物		類するサービス業を営む店舗
	120		④ 洋服屋、畳屋、建具屋、自転車屋、家庭電気器具店そ
	Kaka		の他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使
	等	建築物等の	用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以
整		用途の制限	下のものに限る)
	に	用处少顺限	⑤ 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む)を
			営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類す
	関		るもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の
備			合計が 0.75 kw以下のものに限る)
	す		⑥ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
			② 美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房
	る		(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が
計			
	事		0.75kw以下のものに限る)
			(3) 診療所
	項		(4) 町内会等の地区住民を対象とし、社会教育的な活動ある
画			いは自治活動の目的の用に供するための公民館集会場その
			他これに類するもの。
			(5) 前各号の建築物に付属するもの。
		建築物の	
		敷地面積の	1 2 5 m²
		最低限度	
		IN PAIN IN	

地	建	建築物等の高さの最高限度	10m以下とする
区	築物	建築物等の 形態又は 意匠の制限	1. 建築物、門、塀及び物置等の色彩及び形態は周囲の環境に調和 し、かつ良好な住宅地に相応しいものでなければならない。 2. 広告物(広告塔、広告板類等)のうち、次の各号を全て満足する
整	等に		もの以外のものは、建築物に表示又は築造設置してはならない。 ①土地所有者等の自己の用に供するもの ②看板の表示面積の合計(表裏)が3㎡以下のもの ③周辺の調和を十分に配慮したデザイン、色彩のもの 3.傾斜地又は擁壁に張り出した形態の架台その他これに類する工
備	関す		作物を築造設置してはならない。
計	る事	かき又は	かき又はさくを設ける場合、その構造は生垣又はパイプフェンス、ネットフェンス等、透視可能(ポリカーボネート製等の採光性のあるパネルを含む)なものとする。 (土塀、コンクリート塀、板塀等にしてはならない。)
画	項	さくの構造の制限	ただし、宅地地盤より天端高 O. 6 m以下の上記フェンスの基礎石 (コンクリート、ブロック等) はこの限りではない。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

当該地区は、工業地域内において開発された戸建専用の住宅団地であることから、住宅と工場の混在を避け、周辺地域と調和した良好な環境の住宅地を形成し、保全することを目的とし、地区計画を決定する。